標柱五号から二九九度一九分三秒　六号
八・九三一メートルの地点
標柱六号から三一六度九分二九秒　七号
五三・三五〇メートルの地点
標柱七号から四七度四三分五五秒　八号
六二・八四四メートルの地点
標柱八号から一三一度五六分一二秒　九号
八七・六五九メートルの地点
標柱九号から二一四度三一分一一秒　十号
九四・三五九メートルの地点
標柱十号から二六〇度四六分四三秒　十一号
一七・九〇三メートルの地点
標柱十一号から二六四度五七分二六秒　十二号
九・六八一メートルの地点
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
古谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
愛媛県西予市野村町四郎谷
一号一〇一番から一号一〇二五番まで
一号一〇二五番二
一号一〇二六番及び一号一〇二七番
一号一〇二九番
一号一八二九番から一号一八三三番まで
一号一八三六番
一号一八八五番から一号一八八八番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県西予市野村町四郎谷
一号一〇一二番地先河川敷　一号
一号一〇一五番　二号
一号一〇一六番　三号
一号一八八八番　四号
一号一八九四番二地先河川敷　五号

**○国土交通省告示第八百十六号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十九日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
美濃田一号谷
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
徳島県三好郡東みよし町加茂
五七七四番　一号
六二二六番二　二号
七〇四三番五二二　三号
六一八三番　四号
七〇四三番五二四　五号
五七七八番　六号

**○国土交通省告示第八百十七号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十九日

国土交通大臣　金子　一義

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寒水川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
鹿児島県薩摩川内市高江町
字迫道　六九三二番一
六九三二番五
六九三二番七から六九三二番二二まで
字山神前　六九五一番
六九五一番一
六九五二番及び六九五三番
六九五四番一及び六九五四番二
六九五五番
六九五九番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県薩摩川内市高江町字山神前
六九五〇番地先河川敷　一号
六九五〇番　二号、三号及び八号
六九四八番四　四号
六九五一番　五号及び六号
六九五五番　七号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
境第2小川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷
鹿児島県垂水市牛根境
字石佛　一四七二番
一四七三番イ
一四七四番
一四七五番一及び一四七五番二
字城
一四七六番
一四七七番一
一四七八番一
一四七九番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成九年建設省告示第千三百八十六号で指定した第十六号に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県垂水市牛根境
字川下　一四二二番　一号及び六号
字石佛　一四七五番一　二号
一四五五番三　三号
一四七二番　四号
字城　一四七九番一　五号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上市木第3小川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷（平成十九年国土交通省告示第五百四号で指定した第十五号に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県垂水市市木字野久妻
一七六九番二及び一七六九番三
一七七九番から一七八一番まで
一七八二番一及び一七八二番二
一七八三番二及び一七八三番三
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県垂水市市木字野久妻
一七八〇番　一号
一七七七番一　二号及び三号
一七七九番　四号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
長谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第六百七十六号で指定した第二十六号に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県肝属郡南大隅町根占辺田
字小牧　四八七六番一　一号
四八七七番一　二号
四八七八番一　三号
字井手平　四九三五番一　四号
五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
炭屋川2
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から海に至るまでの区間の炭屋川2の中心線から左岸三十メートル右岸二十メートルまでの土地の区域（平成二十年国土交通省告示第九百九十号で指定した第八号に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県肝属郡南大隅町根占辺田
字上大脇　三三九二番一　一号
字大谷平　三六七四番ロ　二号
六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
芝原川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷
字谷ノ口　二五四二番九から二五四二番一二まで
二五四七番
二五五四番一から二五五四番三まで
二五六三番九
字小立目　二五七七番一
七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
第二荒谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷
鹿児島県曽於市大隅町荒谷
字梅ヶ渡　五八一番一及び五八一番二
五八二番一及び五八二番二